



2026 年 9 月 28 日

各位

会 社 名 株 式 会 社 ア ト ラ エ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 新 居 佳 英
(コード番号：6194 東証プライム市場)
問 合 わ せ 先 取 締 役 C F O 鈴 木 秀 和
TEL. 03-6435-3210

2026 年 9 月期の期末配当・株主優待・定時株主総会における議決権の 基準日に関する補足説明資料

当社は、2026 年 9 月期の期末配当、株主優待及び第 23 期定時株主総会における議決権の基準日につきまして、一般的な 9 月決算企業とは異なり 2026 年 10 月 31 日としております。当社株式のお取引に際しましては、下記の日程をご確認くださいようお願い申し上げます。

記

1. 基準日及び関連日程

当社の 2026 年 9 月期の基準日及び関連日程は以下の通りです。一般的な 9 月決算企業とは異なりますのでご注意ください。2026 年 9 月末時点では、2026 年 9 月期の期末配当、株主優待及び第 23 期定時株主総会における議決権は確定いたしません。下記の権利落ち日（2026 年 10 月 29 日）より前に当社株式を売却された場合、これらの権利を受領できなくなりますのでご注意ください。

・ 基準日	2026 年 10 月 31 日（土）
・ 権利付き最終日	2026 年 10 月 28 日（水）
・ 権利落ち日	2026 年 10 月 29 日（木）

2. 基準日変更の背景及び詳細

当社の決算期は 9 月ですが、株主総会の開催時期を適切に設定することにより、株主の皆様との建設的な対話を促進するため、株主総会の議決権基準日及び配当基準日を 9 月末日から 10 月末日に変更しております。今後は株主総会を毎年 1 月に開催することとし、株主総会の 3 週間以上前に有価証券報告書を提出する方針です。また、株主優待制度につきましても、株主名簿管理の整合性を図ること等を目的として、毎年 10 月末日の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様を対象といたします。なお、株主総会の議決権基準日及び配当基準日の変更の背景及び目的についての詳細は、2025 年 11 月 17 日付『2025 年 11 月 13 日公表「定款の一部変更に関するお知らせ」に関する補足説明資料』をご参照ください。

以上

株主総会3週間以上前の有報開示の実現に向けて

- 招集通知の発送日から議決権行使期限までの期間はFY2025と同様の期間を確保
- 株主総会の開催時期を適切に設定する事により、株主の皆様との建設的な対話を促進するため、**株主総会の議決権基準日と配当基準日を9月30日から10月31日に変更する**
- 今後は株主総会を**毎年1月**に開催する事とし、**株主総会の3週間以上前に有価証券報告書を提出する方針**
- 上記基準日の変更に伴い、株主優待の基準日も10月31日とする

